
目安箱への投稿

■日付：2022/7/7

■件名：工事書類作成マニュアル 指定建設機械

■ご意見・お問い合わせ

P6 (4) 指定建設機械 【留意点】

「1）低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）に基づき・・・」について。

ネット検索等で、上記告示が見つかりません。

国交省四国地整の掲載は、「同平成13年4月9日付 第487号」です。

「平成24年 第318号」と「平成13年 第487号」の概要は全く異なる内容でしょうか？

若しくは、条文は合っているのでしょうか？

■回答

平成24年3月23日付国土交通省告示第318号は、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」であり、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」については、平成13年4月9日付国土交通省告示第487号となります。

現在の記載内容が誤っており、申し訳ございません。

当箇所【留意点】については、土木工事書類作成マニュアルの更新の際に、修正させていただきます。